

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長 (公印省略)

高齢者施設に対する衛生物資の配付希望調査について(通知)

日頃、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底に御協力いただきお礼申し 上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省から衛生物品の配付希望調査がありましたので、配付を希望される施設については、下記により御回答くださるようお願いいたします。

記

- 1 配付予定物資(100枚単位)N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋
- 2 配付予定時期・方法 令和5年9月~12月かけて、国から施設へ直接配送予定。
- 3 申込方法 ちば電子申請サービスから申込み

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList\_detail?tempSeq=22290 ]



4 申込期限 令和5年7月26日(水)正午厳守

## 5 注意事項

- (1)配付希望を提出後のキャンセルはできません。
- (2)希望が多い場合には、国で配付数量を調整するため、希望しても配付されるとは 限りません。
- (3)配付される物資の有効期限が最も短い物は、12月配付完了目処時点で「使用期限 (推奨)を2か月以上残した物」となります。
- (4) 国備蓄品の放出となるため、外装箱につぶれがある場合があります。

## 【問い合わせ先】

高齢者福祉課法人支援班

電話 043-223-2350 FAX043-227-0050

E-mail kourei5@mz.pref.chiba.lg.jp